

独立行政法人整理合理化計画（抄）

平成19年12月24日

閣 議 決 定

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

2. 各独立行政法人について講ずべき措置は、別表のとおりである。

（別表）各独立行政法人について講ずべき措置

【厚生労働省】

(略)	(略)
勤労者退職金共済機構	事務及び事業の見直し
	(略) 【建設業退職金共済事業等】 (略) ○ <u>退職金支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するとともに、利益剰余金の在り方について、厚生労働省及び勤労者退職金共済機構において、外部有識者の意見も聴取しつつ検討する。</u> (略)
(略)	(略)